

正

(当日差替版)

令和4年度第2回

松本市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和5年1月27日

健康福祉部保険課

(報告第1号)

松本市国民健康保険特別会計の財政状況について

1 趣旨

国民健康保険特別会計の財政状況について報告するものです。

2 これまでの経過

- (1) 平成28年度に、平成28～29年度までの財政推計を行ったところ、29億1,759万円の歳入不足が見込まれたことから、税率改定(改定率13.95%)を行うとともに、急激な負担増加を緩和するため、平成28～29年度に一般会計から特例繰入(6億8,400万円/年)を行いました。
- (2) 平成30年度には、国民健康保険の県域化が行われ、財政運営の責任主体が市町村から県へと移行しました。市は集めた国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として県に納付し、保険給付費は県から交付を受けることとなりました。
- (3) 令和3年度末の形式収支は8億6,401万円、基金残高は6億3,280万円となりました。
- (4) 令和4年度に繰越金となる8億6,401万円を原資に引き下げ改定を行いました。所得割8.1%(△1.0%)、平等割21,700円(△1,000円)へと引き下げました。

3 令和4年度の財政状況(令和4年度決算見込み)

(1) 歳入

ア 保険税

収納率は、現年度分94.00%、滞納繰越分20.17%となり、当初予算に対して2億627万円の減となっています。減収となった原因は、国保税の引き下げ改定を行ったことによるものです。

イ 国庫支出金

マイナンバーカードの健康保険証利用申し込み支援事業に伴う社会保障・税番制度システム整備費補助金等により、88万円(皆増)を計上しています。

ウ 県支出金

保険給付費等交付金は、当初予算に対して普通交付金で8,131万円の減、特別交付金で4,609万円の減となっています。これは、療養給付費等の減、新型コロナウイルス感染症による保険税減免等の減によるものです。

エ 一般会計繰入金

国保税の軽減世帯が増えたこと等により、当初予算に対して684万円の増となっています。

オ 諸収入

令和3年度に概算で支出した保険給付費の確定等により、当初予算に対して1億3,918万円の増となっています。

(2) 歳出

ア 総務費

レセプト共同処理件数増加による手数料の増額等により、当初予算に対して383万円の増となっています。

イ 保険給付費

当初予算に対して8,139万円の減となっています。主な原因は、被保険者数減等により一般被保険者療養給付費が8,512万円の減となったものです。

また、傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症第7波及び第8波により申請数が増加したことにより、521万円の増となっています。

ウ 保健事業費

特定健診と人間ドックの受診者の減少等により、当初予算に対して2,888万円の減となっています。

エ 諸支出金

令和3年度の県支出金（保険給付費等交付金）が過交付となった精算金等により、1億7,918万円返還するものです。

(3) 収支

単年度収支は1億3,635万円の赤字となっておりますが、全体の形式収支で7億2,766万円の黒字を見込んでおり、次年度へ繰越すものです。

4 令和5年度の見通し（令和5年度当初予算）

(1) 歳入

ア 保険税

被保険者数の減少を見込み、44億6,805万円を計上しました。令和4年度当初と比較すると3億1,671万円の減となっています。

イ 県支出金

被保険者数の減少による保険給付費の減少を見込み、保険給付費等交付金7億138万円の減となっています。

(2) 歳出

ア 保険給付費

令和5年度では164億1,093万円を計上し、令和4年度当初予算に比べ6億1,003万円の減となります。少子高齢化により、1人当たりの保険給付費の増加を見込んでいますが、被保険者数の減少の影響が大きく、減額となる見込みです。

イ 国民健康保険事業費納付金

長野県の算定により59億279万円（仮算定）となり、令和4年度当初予算に比べ、8,559万円の減（仮算定）となっています。納付金が減額になっ

た原因として、被保険者の減少に伴う保険給付費の減少を見込んでいます。

なお、1月末に納付金が確定する見込みです。

(3) 収 支

令和5年度当初予算では、単年度収支で2億8,015万円の赤字、翌年度繰越金として4億4,751万円を見込んでいます。また、翌年度繰越金に基金を加えた国保財政黒字額は令和5年度末で、10億8,130万円を見込んでいます。

(4) 今後について

令和5年度は、国保税の引き下げ改定を行って2年目となります。令和4～6年度の3年間は、余剰金を原資として現行税率を維持できる見込みです。令和6年度への繰越金が4億4,751万円と見込まれるため、税率改定後の財政はおおむね想定どおりに推移していますが、現在の財政状況では、令和7年度には税率の見直しが必要な状況です。

国民健康保険事業費納付金の納付額は、国保財政収支に直結します。事業費納付金の算定の基礎となる後期高齢者医療制度に係る負担金の増加や、少子高齢化による1人当たり保険給付費の増加傾向に変わりがないことから、今後も厳しい財政運営が予測されます。

《参 考》 令和4年度の状況

1 国保加入状況

区 分	4年度 当 初	4年度 決算見込み	5年度 当 初
加入世帯数	29,438 世帯	29,665 世帯	29,065 世帯
被保険者数	46,046 人	45,016 人	43,564 人

2 国民健康保険税の収納状況

区 分		4年度 当 初	4年度 決算見込み	5年度 当 初
現 年 度 分	調定額	4,895,395 千円	4,642,962 千円	4,550,996 千円
	収納額	4,592,720 千円	4,363,350 千円	4,278,370 千円
	収納率	93.82%	94.00%	94.01%
滞 納 繰 越 分	調定額	1,119,796 千円	1,066,730 千円	940,770 千円
	収納額	192,040 千円	215,140 千円	189,680 千円
	収納率	17.15%	20.17%	20.16%
合 計	調定額	6,015,191 千円	5,708,692 千円	5,491,766 千円
	収納額	4,784,760 千円	4,578,490 千円	4,468,050 千円
	収納率	79.54%	80.20%	81.36%

3 保険給付状況

区 分	4年度 当 初	4年度 決算見込み	5年度 当 初
保険給付費	17,020,960 千円	16,836,510 千円	16,410,930 千円
一人当たり 保険給付費	374,103 円	374,012 円	376,709 円

(詳細別表のとおり)

国民健康保険特別会計 財政状況

別表

(単位:千円)

年度・区分 款	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				令和5年度			
	決算額	決算額	決算額	当初予算額	決算見込額	R4 当初 差	R4 当初 比	当初予算額	R4 当初 差	R4 当初 比	
入	1 保険税収納見込額	5,175,300	5,087,198	4,992,225	4,784,760	4,578,490	△ 206,270	-4.3%	4,468,050	△ 316,710	-6.6%
	2 使用料及び手数料	3,499	3,363	3,183	3,220	3,220	0	0.0%	3,170	△ 50	-1.6%
	3 国庫支出金	912	95,174	18,471	0	880	880	皆増	0	0	-
	4 県支出金	16,381,647	15,998,180	16,775,343	17,326,130	17,198,730	△ 127,400	-0.7%	16,624,750	△ 701,380	-4.0%
	5 財産収入	714	796	607	550	550	0	0.0%	440	△ 110	-20.0%
	6 繰入金:一般会計繰入金	1,421,059	1,395,382	1,384,980	1,419,200	1,426,040	6,840	0.5%	1,326,990	△ 92,210	-6.5%
	7 諸収入	199,816	215,846	192,723	52,600	191,780	139,180	264.6%	49,070	△ 3,530	-6.7%
	歳入合計 A	23,182,947	22,795,939	23,367,532	23,586,460	23,399,690	△ 186,770	-0.8%	22,472,470	△ 1,113,990	-4.7%
出	1 総務費	137,731	170,994	143,865	141,270	145,100	3,830	2.7%	137,310	△ 3,960	-2.8%
	2 保険給付費	16,243,758	15,714,823	16,566,301	17,020,960	16,939,570	△ 81,390	-0.5%	16,410,930	△ 610,030	-3.6%
	3 国保事業費納付金	6,794,585	5,973,099	6,092,501	5,988,380	5,988,380	0	0.0%	5,902,790	△ 85,590	-1.4%
	4 保健事業費	205,546	199,444	213,488	247,600	218,720	△ 28,880	-11.7%	239,040	△ 8,560	-3.5%
	5 積立金	714	796	607	550	550	0	0.0%	440	△ 110	-20.0%
	6 諸支出金	206,657	256,212	235,452	64,540	243,720	179,180	277.6%	62,110	△ 2,430	-3.8%
	7 予備費	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
歳出合計 B	23,588,991	22,315,368	23,252,214	23,463,300	23,536,040	72,740	0.3%	22,752,620	△ 710,680	-3.0%	
収支	単年度収支(保険税不足額) A-B C	△ 406,044	480,571	115,318	123,160	△ 136,350	△ 259,510	-210.7%	△ 280,150	△ 403,310	-327.5%
	前年度繰越金 D	674,169	268,125	748,696	878,040	864,014	△ 14,026	-1.6%	727,660	△ 150,380	-17.1%
	財政調整基金繰入金 E	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
	一般会計特例繰入金 F	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
	前年度精算金(療給負担金・療給交付金) G	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
	形式収支 C+D+E+F+G H	268,125	748,696	864,014	1,001,200	727,664	△ 273,536	-27.3%	447,510	△ 553,690	-55.3%
年度末基金残高	631,398	632,194	632,801	633,351	633,351	0	0.0%	633,791	440	0.1%	
収支(基金反映後)	899,523	1,380,890	1,496,815	1,634,551	1,361,015	△ 273,536	-16.7%	1,081,301	△ 553,250	-33.8%	

※□納付金(仮)は1月末に確定する見込みです

(報告第2号)

国民健康保険制度の改正等について

1 趣旨

令和5年に予定される制度の改正等について報告するものです。

2 保険税の改正

(1) 保険税の課税限度額の引き上げ

中間所得層の被保険者の負担に配慮し、保険税課税限度額を2万円引き上げ104万円とするものです。内訳は下記のとおりです。

ア 基礎分（医療分）

現行の65万円に変更無し

イ 後期高齢者支援金分

現行の20万円から22万円に2万円引き上げ

ウ 介護納付金分

現行の17万円に変更無し

(2) 保険税の軽減判定所得の引き上げ

経済動向等を踏まえ、低所得者に対する保険税の軽減判定所得を見直すものです。

ア 2割軽減

軽減判定所得の基準を現行の「43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」から「43万円 + 53.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」に引き上げ

イ 5割軽減

軽減判定所得の基準を現行の「43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」から「43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」に引き上げ

(3) 施行

令和5年4月1日

今後、国会の審議状況を見ながら、法案成立後に条例の一部改正を行います。

3 その他の状況

(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応（12月末現在）

ア 傷病手当金の支給

支給件数	123件	支給額	4,536,361円
------	------	-----	------------

イ 国民健康保険税の減免（コロナ減免）

減免件数	36世帯	減免税額	7,388,800円
------	------	------	------------

ウ 接触や往来による感染防止のためのオンライン申請件数(1月13日まで)

保険証の再発行	14件
国保喪失手続き	90件
国保限度額適用認定証	17件

(2) 一部負担金減免 15件(対象者9人 6人延長)(1月13日まで)
失業や災害などで収入が減り、病院の窓口で一部負担金を支払うことができないときは、その状況に応じて一部負担金の減額または免除の制度があります。

(3) マイナンバーカードの保険証利用について

国は、より正確な医療を提供するため、マイナンバーカードによる保険証利用を推進しています。将来的にマイナンバーカードを保険証として利用できる環境構築を目指しています。

また、令和4年9月11日から患者の同意のもと、これまでの「薬剤情報・特定健診等情報」に加え、受診歴や診療行為名などの「診療情報」が閲覧可能になりました。

本市では、市民課・支所出張所と保険課でマイナンバーカードの保険証利用登録を支援しています。

ア 国保加入者のマイナンバーカードの保険証利用登録状況

利用登録者	13,428人(令和5年1月11日現在)
全国では、	39,808,983人(令和5年1月3日現在)

イ 松本市のマイナンバーカード申請状況

申請者数	163,644人(69.1%)(12月31日時点)
全国では、	81,609,275人(64.8%)(12月25日現在)

ウ マイナンバーカードリーダー設置医療機関

松本市は、528施設中(令和4年4月1日現在)

218施設(41.2%)(厚労省のHPに掲載)	12月25日現在)
(内訳) 病院	9病院
医科診療所	86診療所
歯科診療所	48診療所
調剤薬局	75薬局

全国では、93,385施設(40.6%)(1月1日現在)

(4) 後期高齢者医療制度改正後の状況について

ア 窓口負担割合2割の創設(令和4年10月1日施行)

1割負担だった方のうち、一定以上の所得があった方
市民税課税標準額が28万円以上(収入による調整もあり)

イ 令和4年10月1日までに、2割負担が新設された保険証を送付
有効期限が令和5年7月31日で保険証をお届けしました。

【被保険者の状況】

区分	4月1日	11月1日	R5年1月1日	備考
3割	2,711人	2,686人	2,720人	
2割(10/1~)		7,626人	7,663人	
1割	34,212人	27,236人	27,204人	
合計	36,923人	37,548人	37,587人	

ウ 負担緩和措置

2割負担の創設により、医療費負担が急激に上昇する方には、負担を抑える配慮措置として、1月当たり実質の負担増が3,000円以内(1割+3,000円以)となるように高額療養費制度で調整されます。

エ 受取口座の事前登録

2割負担になる方へ、高額療養費の受取口座の届出勧奨を実施しています。
3,606件の勧奨(9月から12月まで)